

廃棄物の不適正処理について

更新日:2024年10月03日

廃棄物は適正に処理してください

廃棄物を燃やす、埋める、集めて運ぶなどの処理行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、基準を遵守することが求められます。

不法投棄、野外焼却、不適正保管のような、法に違反して廃棄物を処理する行為を「不適正処理」といい、不適正処理を無くすために、市では、啓発活動や監視パトロールによる未然防止、早期発見、早期対応及び事業者への指導を行っています。

具体的な基準等については、次のとおりです。

ダウンロード

 [不法投棄に対する啓発チラシ \(PDFファイル: 508.4KB\)](#)

 [野外焼却啓発チラシ \(PDFファイル: 287.4KB\)](#)

 [産業廃棄物の保管の基準について \(PDFファイル: 104.0KB\)](#)

 [産業廃棄物の適正処理について\(排出事業者向け\) \(PDFファイル: 757.7KB\)](#)

この記事に関するお問い合わせ先

環境部 産業廃棄物対策課

〒520-8575 市役所新館3階

電話番号:077-528-2062

ファックス番号:077-523-1560

[産業廃棄物対策課にメールを送る](#)



PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader(Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader(Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。